

## 南丹市健幸なまちづくりのための受動喫煙防止条例

受動喫煙は、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳児突然死症候群等の発症の要因に深く関わっており、全ての市民の健康に悪影響を及ぼします。特に20歳未満の者（以下「子ども」という。）、妊産婦、その他の健康上の配慮が必要な者は、受動喫煙による悪影響を受けるおそれがあることから、特段の配慮を要し、これまで以上に受動喫煙についての関心と理解について取り組む必要があります。

南丹市では、4つの重点目標として、禁煙個別支援や喫煙者等のハイリスク者へのアプローチとして取り組む「禁煙」、望まない受動喫煙がないように取り組む「分煙」、子どもがたばこの最初の1本に手を出さないために取り組む「防煙」、正しい知識習得の情報発信として取り組む「普及啓発」の取り組みを進めています。

今後さらに、市民とともに地域の美観を守り、安心して暮らせる地域の実現を目指して、受動喫煙の防止を図り吸う人、吸わない人の権利を尊重し合える健幸なまちづくりを推進するため、この条例を制定します。

### （目的）

第1条 この条例は、受動喫煙による健康への影響を防止するために、市、市民等、保護者等及び事業者の責務を明らかにするとともに、受動喫煙を防止し、安全で安心して子育てがしやすいまちづくり、地域の環境美化を促進し市民一人ひとりが健幸づくりに係る取組の促進を図り、住んでいるだけで健康で幸せになれるまちの実現を目指すことを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)たばこ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。
- (2)喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。以下同じ。）を発生させることをいう。

- (3)受動喫煙 人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。
- (4)市民等 市内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は市内を通過するものをいう。
- (5)保護者等 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。
- (6)事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (7)公共の場所 市内の道路、公園その他不特定又は多数の者の利用に供する屋外の場所をいう。
- (8)ぽい捨て 灰皿以外の場所にたばこの吸い殻を捨て、又は置き去ることをいう。
- (9)灰皿 たばこの吸い殻を収集し、又は収納するための容器をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、広報、啓発、助言その他の必要な施策を実施しなければならない。

2 市は、前項に規定する施策を実施するに当たっては、市民等、保護者等及び事業者が行う受動喫煙の防止に関する取組を促進するため、連携・協力し、施策の効果が最大限発揮できるよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、受動喫煙による健康への影響について理解を深めるとともに、受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。特に子ども及び妊婦の周辺においては十分に配慮をしなければならない。

2 市民等は、公共の場所で喫煙する際、受動喫煙を生じさせることがないように努めなければならない。

3 市民等は、公共の場所以外の場所で喫煙する際、受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならない。

4 市民等は、いかなる場所でもぽい捨てをしてはならない。

5 市民等は、市が実施する受動喫煙防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(保護者等の責務)

第5条 保護者等は、いかなる場所においても、その監護する未成年者に対

し、受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、受動喫煙による健康への影響について理解を深め、事業活動を行うに当たっては、受動喫煙を防止するための事業所等の周辺環境の清潔保持に努めなければならない。

2 事業者は、従業員その他の事業活動に従事する者に対し、喫煙マナーの向上の啓発に努めるものとする。

3 事業者は、その所有し、占有し、又は管理する土地又は建物の敷地内（屋外に限る。）において喫煙をするものが、喫煙による迷惑行為及びぼい捨てを行うことのないよう、灰皿の移設又は撤去、喫煙場所の確保その他の環境の整備に努めなければならない。

4 事業者は、市が実施する受動喫煙防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(重点区域の指定)

第7条 市長は、受動喫煙の防止を重点的に行うことが必要であると認める区域を受動喫煙防止重点区域（以下「重点区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、重点区域を指定しようとするときは、あらかじめ南丹市健幸まちづくり推進協議会等の意見を聴き、必要な配慮をしなければならない。

3 市長は、重点区域を指定したときには、これを告示しなければならない。

4 市長は、必要があると認めるときは、指定した重点区域を変更し、又はその指定を解除することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

5 市長は、重点区域を指定したときは、当該区域内の見やすい場所に、当該区域において喫煙をしてはならない旨を表示した標識を設置するものとする。

(歩行喫煙等の禁止)

第8条 市民等は、南丹市内の道路、公園、広場、河川敷その他屋外の公共の用に供する場所において、歩行中又は自転車等の乗車中に喫煙をしてはならない。

(啓発・教育)

第 9 条 市は、市民等に対し、受動喫煙の防止及び禁煙を図るための啓発・教育を行うものとする。

(委任)

第 10 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。